

第八期東京都障害者施策推進協議会提言（平成30年 月 日）
東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画・第1期東京都障害児福祉計画の策定に向けて【概要】

提言の位置づけ

審議事項 障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について
 提言内容 東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画・第1期東京都障害児福祉計画（平成30～32年度）の基本的方向性及び目標の実現に向けた施策展開に当たって留意すべき事項
 ※ 障害者計画（根拠：障害者基本法）・障害福祉計画（根拠：障害者総合支援法）・障害児福祉計画（根拠：児童福祉法）の策定に当たっては、本協議会の意見を聴かなければならない。

障害者施策の基本理念

自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指す。

- | | | |
|--------------------|----------------------|-------------------|
| 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 | 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 | 障害者がいきいきと働ける社会の実現 |
|--------------------|----------------------|-------------------|

目標達成のための施策と取組

I 共生社会の実現に向けた取組の推進（4～6ページ）

1 障害及び障害者への理解促進と差別の解消に向けた取組

- 障害に対する理解促進と心のバリアフリーの推進、情報バリアフリーの推進 等

2 生涯学習等、スポーツ・文化芸術活動や地域活動等への参加の推進

- 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進、身近な地域活動等への参加の推進 等

3 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

- 誰もが安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの推進 等

II 地域における自立生活を支える仕組みづくり（7～17ページ）

1 地域におけるサービス提供体制の整備

- 地域生活基盤の整備（地域居住の場、日中活動の場、在宅サービス等） 等
- 施設整備に係る設置者負担を軽減するための特別助成等の支援

2 地域生活を支える相談支援体制等の整備

- 相談支援体制の整備（相談支援専門員の養成、基幹相談支援センター等） 等
- 障害者の虐待防止と権利擁護、サービス等の質の確保・向上
- 地域生活支援事業

3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

- 福祉施設入所者の地域生活への移行 等
- 精神科病院からの地域生活への移行

4 障害者の住まいの確保

5 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応

- 重症心身障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病の支援体制 等

6 安全・安心の確保

- 災害時における障害者支援、地域生活の安全・安心の確保

III 社会で生きる力を高める支援の充実（18～21ページ）

1 障害児支援の充実

- 地域支援体制の整備（児童発達支援センター等）
- 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- 医療的ケア児への支援 等

2 特別支援教育の充実

- 「多様な学びの場」における教育の充実
- 障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通した一貫性のある支援等

3 職業教育の充実

- 障害の程度に応じたきめ細かな職業教育の充実 等

IV いきいきと働ける社会の実現（22～24ページ）

1 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 区市町村障害者就労支援事業による就労面と生活面の一体的な支援
- 就労支援機関の支援力の向上
- 能力開発や就業支援による就業促進
- 障害者の雇用促進に向けた企業への支援 等

2 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 工賃向上のための取組の促進 等

V サービスを担う人材の養成・確保（25ページ）

1 福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実

- 人材確保・育成、定着への支援
- 障害の特性に応じた支援を提供できる人材の養成、確保
- 障害者施設、グループホームにおける支援の質の向上 等

2 重症心身障害児（者）施設における人材の養成

- 看護人材の確保、定着、質の向上

